

「鶴見国際交流ラウンジ管理運営業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「鶴見国際交流ラウンジ管理運営業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び鶴見国際交流ラウンジ運営事業実施要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要綱、業務説明資料、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 選定に参加できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。もしくは、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合において、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していること。
- (2) (1)の名簿において、所在地区分「市内」または「準市内」「市外」で登載されていること。
- (3) (1)の名簿において、登録種目に「イベント企画運営等」、「各種調査企画」又は「その他の委託等」の種目で登載されていること。もしくは、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していること。
- (4) 本事業の趣旨を十分に理解していること。
- (5) 多文化共生事業に関する活動実績があること。
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期日から受託候補者の特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 業務実施体制等
- (3) 当該業務に関する具体的な提案

- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (3) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委 員 長	鶴見区総務課長
副委員長	鶴見区区政推進課長
委 員	鶴見区副区長兼総務部長、 鶴見区こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長、 鶴見区生活支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年10月20日から施行する。